

別表五
(二) 令三・四・一以後終了事業年度分

租税公課の納付状況等に関する明細書			事業年度	法人名							
税目及び事業年度			期首現在未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額			期末現在未納税額 ①+②-③-④-⑤			
					①	②	③	④	⑤	⑥	
法人税及び地方法人税	：	：	1	円		円	円	円	円	円	円
	：	：	2								
	当期分	中間	3	円							
	確定	計	4								
道府県民税	：	：	6								
	：	：	7								
	当期分	中間	8								
	確定	計	9								
市町村民税	：	：	11								
	：	：	12								
	当期分	中間	13								
	確定	計	14								
事業別法税人事業及び税	：	：	16								
	：	：	17								
	当期中間分	計	18								
	計		19								
その他	損金算入のもの	利子税	20								
	延滞滞金(延納に係るもの)	21									
		22									
		23									
	損金不算入のもの	加算税及び加算金	24								
	延滞税	25									
	延滞滞金(延納分を除く。)	26									
	過怠税	27									
		28									
		29									
納税充当金の計算											
繰入額	期首納税充当金	30	円	取崩額	損金算入のもの	36	円				
	損金経理をした納税充当金	31			損金不算入のもの	37					
		32				38					
	計 (31)+(32)	33			仮払税金消却	39					
取崩額	法人税額等 (5の③)+(10の③)+(15の③)	34		期末	計 (34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)	40					
	事業税及び特別法人事業税 (19の③)	35			納税充当金 (30)+(33)-(40)	41					

所得税額の控除に関する明細書

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

業度

法人名

受取配当等の益金不算入に関する明細書				事業年度	法人名
當年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合	
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)	1	円	完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)	14	円
受取配当等の額 (34の計)	2		受取配当等の額 (34の計)	15	
関連法人の株式の計算	3		関連法人の株式の計算	16	
当期に支払う負債利子等の額	4		当期に支払う負債利子等の額	17	
連結法人に支払う負債利子等の額	5		国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「27」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「32」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額)	18	
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「27」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「32」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額)	6		超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)	19	
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)	7		超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)	20	
計 (3)-(4)-(5)+(6)			同上の各事業年度の関連法人株式等に係る負債利子等の額の合計額	21	
総資産価額 (29の計)	8		負債利子控除割合 $\frac{(21)}{(20)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	22	
期末関連法人株式等の帳簿価額 (30の計)	9		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19)×(22)	23	円
受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (7)× $\frac{(9)}{(8)}$	10		その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)	24	
その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)	11		その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)	25	
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)	12		受取配当等の益金不算入額 (14)+(15)-(23)+(24)×50%+(25)×(20%又は40%)	26	
受取配当等の益金不算入額 (1)+(2)-(10)+(11)×50%+(12)×(20%又は40%)	13		受取配当等の益金不算入額 (14)+(15)-(23)+(24)×50%+(25)×(20%又は40%)	27	
當年度実績による場合の総資産価額等の計算					
区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額 (27)-(28)	期末関連法人株式等の帳簿価額	
	27		28	29	30
前期末現在額	円		円	円	円
当期末現在額					
計					
受取配当等の額の明細					
完全子法人株式等	法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額	
				31	
					円
関連法人株式等	法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間 保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額 益金不算入の対象となる金額 (32)-(33)
				32	33
					34
計					
その他株式等	法人名	本店の所在地	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額 益金不算入の対象となる金額 (35)-(36)	
				35	36
					37
計					
非支配目的株式等	法人名	本店の所在地	基準日 保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額 益金不算入の対象となる金額 (41)-(42)
				38	39
					40
					41
					42
					43
計					

別表十一(一) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度	:	:	法人名	()
債務者	住 所 又 は 所 在 地	1						計
	氏 名 又 は 名 称 (外国政府等の別)	2	()	()	()	()		
	個 別 評 價 の 事 由	3	令第96条第1項 第号該当	令第96条第1項 第号該当	令第96条第1項 第号該当	令第96条第1項 第号該当		
	同 上 の 発 生 時 期	4	・	・	・	・		
	当 期 繰 入 額	5	円	円	円	円	円	円
繰 入 限 度	個 別 評 価 金 銭 債 権 の 額	6						
	(6) の う ち 5 年 以 内 に 弁 済 さ れ る 金 額 (令第96条第1項第1号に該当する場合)	7						
	(6) の う ち 取 立 て 等 の 見 込 額	8						
	他 の 者 の 保 証 に よ る 取 立 て 等 の 見 込 額	9						
	そ の 他 に よ る 取 立 て 等 の 見 込 額	10						
	(8) + (9) + (10)	11						
額 の 計 算 額	(6) の う ち 実 質 的 に 債 権 と み ら れ な い 部 分 の 金 額	12						
	(6) - (7) - (11) - (12)	13						
繰 入 限 度 額	令 第 96 条 第 1 項 第 1 号 該 当 (13)	14						円
	令 第 96 条 第 1 項 第 2 号 該 当 (13)	15						
	令 第 96 条 第 1 項 第 3 号 該 当 (13) × 50 %	16						
	令 第 96 条 第 1 項 第 4 号 該 当 (13) × 50 %	17						
	繰 入 限 度 超 過 額 (5) - ((14)、(15)、(16) 又 は (17))	18						
貸 倒 実 績 率 の 計 算 の 基 礎 と な る 金 額 の 明 細	貸 倒 に 由 來 す る 借 入 金 額 ((6) の 個 別 評 価 金 銭 債 権 が 売 掛 債 権 等 で あ る 場 合 の (5) と ((14)、(15)、(16) 又 は (17)) の う ち 少 な い 金 額)	19						
	貸 合 倒 計 に か よ る 控 損 除 失 の 等 額 の	20						
	前 期 の 個 別 評 価 金 銭 債 権 の 額 (前 期 の (6))	20						
	(20) の 個 別 評 価 金 銭 債 権 が 売 掛 債 権 等 で あ る 場 合 の 当 該 個 別 評 価 金 銭 債 権 に 係 る 損 金 算 入 額 (前 期 の (19))	21						
	(21) に 係 る 売 掛 債 権 等 が 当 期 に お い て 貸 倒 し と な っ た 場 合 の そ の 貸 倒 し と な っ た 金 額	22						
	(21) に 係 る 売 掛 債 権 等 が 当 期 に お い て も 個 別 評 価 の 対 象 と な っ た 場 合 の そ の 対 象 と な っ た 金 額	23						
	(22) 又 は (23) に 金 額 の 記 載 が あ る 場 合 の (21) の 金 額	24						